

令和 9 年度松本市町内公民館整備補助金交付事務の流れ

□新築、改築(建替え)、増築、改修、福祉関連・耐震補強整備、解体除去の場合

※ 敷地・建物取得、新規の借地・借家に係る補助をご希望の場合、事務の流れについては、お手数ですが、お問い合わせください。

1 「要望調査票」提出	前年度 9 月下旬が期限です。
ここからの手続きは令和 9 年 4 月 1 日以降	
2 「松本市町内公民館補助金交付申請書」提出	申請書等の必要書類を、生涯学習課もしくは各地区地域づくりセンター・地区公民館にご提出ください。 【事業費が 200 万円 を超える場合】 事前に、見積合せ(3 社以上)・生涯学習課との打合せが必要です。
書類審査 約 1~4 週間内容を審査し交付決定書を発送します。	
	
3 交付決定書が届いたら 事業に着手	交付決定書を町会長のご自宅に郵送します。補助金額をご確認のうえ、業者に発注依頼をしてください。 ※ 1 原則として、交付決定書の確認前に事業に着手することはできません。 【事業費が 200 万円 を超える場合】 交付決定書を確認後に、施工業者と契約してください。
4 工事が終わったら 実績報告書の提出	事業費全額を業者に支払い、領収書等の必要書類をご用意のうえ、生涯学習課もしくは各地区地域づくりセンター・公民館にご提出ください。 ※ 1 工事内容・金額に変更があった場合、変更申請が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。 ※ 2 補助金は報告書類の審査後、お振込みとなりますので、事業費全額をいったんお支払いしていただく必要があります。
書類審査 約 1~4 週間内容を審査し確定通知書を発送します。	
	
5 請求書の指定口座へ補助金のお振込み	補助金確定通知を町会長のご自宅に郵送します。確定通知書の発送から、約 2~4 週間後にお振込みとなります。 ※後日、市からハガキは送付されません。町会で記帳し、入金をご確認ください。